不動産・原動機付自転車などをお持ちの方				
手続き	転出(白石区→市外)	転入(市外→白石区)	市内・区内で転居した時	窓口
固定資産税	固定資産をお持ちの方は、資産のある市区町村で住所変更の手続きをしてください。なお、電話などで手続きができる場合もありますので、資産のある市区町村にお問い合わせください。			
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	廃車の手続きをしてください。 ◎標識(ナンバープレート)・ 標識交付証明書・届出人の本 人確認ができるもの・本人の 印鑑	◎廃車証明書(前住所地の市区	ください。 詳細は、転居先の区にお問い 合わせください。	3階52番

その他の手続き

■犬を飼っている方



犬を飼っている方は、前住所地で交付された鑑札をお持ちの上、新住所 地の市区町村にある保健所で登録変更の手続きをしてください。

※白石区の場合は、**白石保健センター健康・子ども課生活衛生係**が窓口です。

■水道について



- 水道局電話受付センター (☎211-7770/FAX) 211-7777) にご連絡ください。 受付時間:午前8時45分~午後7時15分(年中無休)。
- **※水道局ホームページ(http://www.city.sapporo.jp/suido/)**でも受け付けています。

■郵便物の転送について



本人確認できるもの(運転免許証、各種健康保険証など)をご持参の上、郵便局(できるだけ前住所地最寄りの郵便局)の窓口で手続きをしてください。

※ご不明な点については、札幌白石郵便局郵便課(☎863-2913) にお問い合わせください。

引っ越しに役立つ豆知識~引っ越しの際に出るごみについて

引っ越しなどで出た一時的な多量ごみについては、**札幌市環境事業公社(☎219-5353)**に依頼して処理してもらうことができます。また、自分で処理施設へ持ち込んで処理することも可能です(いずれも有料)。

なお、処理施設へのごみの搬入方法などについては、**環境局環境事業部施設管理課(☎211-2922)** にお問い合わせください。

広告 欄